

議第16号

高山市公設地方卸売市場整備基金条例の一部を改正する条例について

高山市公設地方卸売市場整備基金条例の一部を改正する条例を次のように制定するものとする。

令和3年3月1日提出

高山市長 國 島 芳 明

提案理由

高山市公設地方卸売市場整備基金の充当目的を変更するため改正しようとする。

高山市公設地方卸売市場整備基金条例の一部を改正する条例

高山市公設地方卸売市場整備基金条例（平成6年高山市条例第35号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
<p data-bbox="245 450 743 483"><u>高山市公設地方卸売市場整備基金条例</u></p> <p data-bbox="209 560 288 593">（目的）</p> <p data-bbox="161 613 775 864">第1条 公設地方卸売市場の<u>整備のための資金</u>に充当するため、地方自治法（昭和22年法律第67号）第241条の規定により、<u>高山市公設地方卸売市場整備基金</u>（以下「基金」という。）を設置する。</p>	<p data-bbox="887 450 1326 483"><u>高山市公設地方卸売市場基金条例</u></p> <p data-bbox="850 560 930 593">（目的）</p> <p data-bbox="802 613 1417 864">第1条 公設地方卸売市場の<u>整備及び運営の安定に資するための資金</u>に充当するため、地方自治法（昭和22年法律第67号）第241条の規定により、<u>高山市公設地方卸売市場基金</u>（以下「基金」という。）を設置する。</p>

附 則

この条例は、令和3年4月1日から施行する。